

鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正につ
いて

次のように改める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(鹿沼市コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 鹿沼市コミュニティセンター条例(平成13年鹿沼市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表鹿沼市西大芦コミュニティセンターの項中「鹿沼市草久960番地」を「鹿沼市草久953番地12」に改める。

(鹿沼市役所出張所設置条例の一部改正)

第2条 鹿沼市役所出張所設置条例(昭和33年鹿沼市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿沼市役所西大芦出張所の項中「鹿沼市草久960番地」を「鹿沼市草久953番地12」に改める。

(鹿沼市公民館条例の一部改正)

第3条 鹿沼市公民館条例(昭和40年鹿沼市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1鹿沼市立西大芦地区公民館の項中「鹿沼市草久960番地」を「鹿沼市草久953番地12」に改める。

別表第2その3の表研修室の項中「研修室」を「小会議室」に、「50円」を「200円」に改め、同表第1和室の項中「第1和室」を「大会議室」に、「50円」を「300円」に改め、同表第2和室の項中「第2和室」を「和室付打合せ室」に、「100円」を「150円」に改め、同表集会室の項中「集会室」を「調理室」に、「150円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月20日から施行する。